

鈴鹿市消防本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 5 号

鈴鹿市消防本部組織規則の一部を改正する規則

鈴鹿市消防本部組織規則（昭和 5 0 年鈴鹿市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(職) 第 5 条 消防本部に次長、課に課長、指揮隊長、 <u>指揮副隊長、指令官及び副指令官、グループにグループリーダー、室に室長を置く。</u> 2 略 (基本的職務) 第 6 条 略 2・3 略 <u>4 指令官及び副指令官は、上司の命を受けて通信指令管制を統括し、分掌事務を掌理する。</u> <u>5・6</u> 略	(職) 第 5 条 消防本部に次長、課に課長、指揮隊長及び <u>指揮副隊長</u> 、グループにグループリーダー、室に室長を置く。 2 略 (基本的職務) 第 6 条 略 2・3 略 4・5 略

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。